

司法試験委員会会議（第127回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

平成28年10月5日（水）14:35～16:40

2 場所

法務省第一会議室

3 出席者

○ 司法試験委員会

（委員長）山口 厚

（委員）秋葉康弘，稲川龍也，春名一典，大沢陽一郎，羽間京子，長谷部由起子（敬称略）

○ 司法試験出題内容漏えい問題に関する原因究明・再発防止検討ワーキングチーム座長

（司法試験委員会幹事）橋本副孝（敬称略）

○ 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

伊藤栄二人事課長，丸山嘉代試験管理官，森山智文人事課付

4 議題

- (1) 平成28年司法試験予備試験論文式試験合格者の決定について（協議）
- (2) 司法試験出題内容漏えい問題に関する原因究明・再発防止検討ワーキングチームにおける検討について（報告・協議）
- (3) 平成28年司法試験の結果について（報告）
- (4) 平成28年司法試験予備試験考査委員の推薦について（協議）
- (5) 平成29年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員の推薦について（協議）
- (6) 次回開催日程等について（説明）

5 資料

資料1 司法試験出題内容漏えい事案を踏まえた再発防止策及び平成29年以降の司法試験考査委員体制に関する提言

資料2 司法試験出題内容漏えい事案を踏まえた再発防止策及び平成29年以降の司法試験考査委員体制に関する提言（要旨）

資料3 再発防止策等に関する意見窓口に提出された意見の概要

資料4 平成18年～28年司法試験受験状況

資料5 平成28年司法試験法科大学院等別合格者数等

資料6 平成28年司法試験結果：法科大学院等別受験者数・合格者数調（平成23年～27年度修了者・予備試験合格者）

資料7 平成28年司法試験結果：法科大学院等別受験者数・合格者数調（平成23年～27年度修了者・予備試験合格者，合格率順）

資料8 平成28年司法試験結果：法科大学院等別受験者数・合格者数調（平成23年～27年度修了者，既修・未修別）

資料9 司法試験最終合格者数における法学部系・非法学部系の別

- 資料10 平成28年司法試験総合点別人員調（予備試験合格者，合格率が全体の合格率（22.95%）以上の法科大学院13校の受験者，合格率が全体の合格率（22.95%）の半分以下の法科大学院39校の受験者）
- 資料11 平成28年司法試験総合点別人員調（既修・未修別）
- 資料12 受験回数別平均点（平成24年～28年）
- 資料13 平成28年9月8日付け札幌弁護士会会長名の「司法試験合格者数のさらなる減員を求める会長声明」
- 資料14 平成28年9月8日付け埼玉弁護士会会長名の「平成28年度司法試験合格者発表を受けての会長談話」
- 資料15 平成28年9月12日付け三重県弁護士会会長名の「改めて，司法試験合格者数を早急に1,000人以下に減少させることを求める会長声明」
- 資料16 平成28年9月14日付け千葉県弁護士会会長名の「平成28年司法試験結果に対する会長声明」
- 資料17 平成28年9月16日付け西宮市議会名の「法曹人口政策の早期見直し及び司法修習生への経済的支援の実施を求める意見書」

6 議事等

- (1) 平成28年司法試験予備試験論文式試験合格者の決定について（協議）
- 平成28年司法試験予備試験論文式試験について，司法試験予備試験考査委員会議の判定に基づき，総合点245点以上の429人を合格者とすることが決定された。
- (2) 司法試験出題内容漏えい問題に関する原因究明・再発防止検討ワーキングチームにおける検討について（報告・協議）

（◎委員長，□委員，◇司法試験出題内容漏えい問題に関する原因究明・再発防止検討ワーキングチーム座長，■事務局）

- ◇ 司法試験出題内容漏えい問題に関する原因究明・再発防止検討ワーキングチームにおける議論の結果，本日，再発防止策及び平成29年以降の司法試験考査委員体制に関する提言を取りまとめたので概要を報告する。

ワーキングチームは，昨年10月，平成28年司法試験に関する暫定的措置として，法科大学院において現に指導している者は問題作成に従事しないとの方針を提言した。これは，司法試験の公正性・公平性に対する信頼を確保することが何よりも必要であるとの認識によるもので，現時点においてもこの認識に何ら変わるところはない。同時に，法科大学院教育との有機的連携の下，法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を判定するという司法試験の目的に鑑みれば，その判定に適切な問題を安定的かつ継続的に提供し得る体制を構築するという視点も同様に重視する必要があると考える。

平成18年から始まった新たな司法試験は，法学教育，司法試験，司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度の一部と位置付けられ，法科大学院課程における教育との有機的連携の下に行うこととされている。このような司法試験の性質を踏まえ，平成27年まで，法科大学院教員を中心とした研究者と実務家とが協力して問題を作成するという体制が採られてきた。しかしながら，本件漏えい事案が発生し，この事案が司法試験の公正性・公平

性に対する信頼を根底から損なうものであったことから、昨年10月の時点で採り得る再発防止策としては、法科大学院教員が問題作成に従事しないこととするほかなかった。他方、ワーキングチームで考査委員経験者等を対象にヒアリングを行ったところ、多くの考査委員経験者は、実際に問題を作成した経験を踏まえ、適切な問題を作成するためには法科大学院教員の関与が必要であり、十分な再発防止策を講じた上で法科大学院教員が問題作成に関与する状況が望ましいとの意見を示した。加えて、平成28年司法試験では、研究者委員の任命の時期が大幅に遅れた科目や前年までの研究者委員の数を確保できなかった科目も見られたところであり、これらの実情に鑑みると、法科大学院が法曹養成制度の中核と位置付けられ、司法試験科目の研究者の多くが法科大学院での指導に関わっている現状において、法科大学院の現役教員以外の研究者に限って考査委員の人選を行った場合、給源が限定されることに伴い、将来的に人選に一定の困難を生じることが予測されるところである。

また、司法試験の目的に沿う適切な問題を作成するためには、各科目についての知識や研究・教育経験に富んだ高い資質を有する研究者が問題作成に関与することが必要であり、そのためには、本来、広い給源の中から研究者委員を選任し得る体制であることが望ましい。こうした検討の経緯を踏まえ、司法試験の目的に沿う適切な問題を安定的かつ継続的に提供し得る体制を構築することも非常に重要な観点であり、問題作成を担当する考査委員に法科大学院教員を選任することの可否について、司法試験の公正性・公平性に対する信頼を確保することができるかという観点をも踏まえて真摯に検討する必要があるものと考えたところである。この検討に当たっては、仮に法科大学院教員が問題作成に関与した場合であっても同種事案を未然に防止するための再発防止策を講じることができるかが極めて重要となることから、具体的な再発防止策の内容及び実効性を検討し、その結果を踏まえ、法科大学院教員について問題作成を担当する考査委員に選任することの可否を検討することとした。

本年6月に法科大学院協会が、法科大学院関係者による再発防止策のガイドラインを示し、各法科大学院においては、これを踏まえた再発防止策の検討が行われている。このガイドラインには、①考査委員である法科大学院教員は、個別指導を閉鎖的スペースで行わず、オープンスペースでのみで行うこととし、各法科大学院において、そのような場所を確保すること、②考査委員である法科大学院教員は授業内容を録音等し、各法科大学院がその記録媒体等を管理すること、③各法科大学院は、漏えい等に係る苦情通報窓口を設けるとともに、考査委員である教員の授業アンケートをチェックする体制を構築すること、④考査委員である法科大学院教員は、自らが考査委員であるという理由で授業の有用性が大きいかなのような自己宣伝をしないこと、⑤各法科大学院は、司法試験の問題作成に関与した教員がいることを自校の宣伝材料にしないこと、⑥各法科大学院において、考査委員の氏名や考査委員として遵守すべき事項を自校教員や学生に周知すること、⑦苦情通報等により各法科大学院において調査すべき事実を認められた場合には聴取等の所要の対応を行い、その結果、考査委員たるにふさわしくない行為が認められるときは司法試験委員会に通知すること、⑧再発防止に向けて各法科大学院のみならず、法科大学院協会も独自の苦情通報窓口を設置するなど一定の役割を果たすことなどが掲げられている。各法科大学院において、これらの内容を盛り込む形で実際に再発防止策を構築した場合においては、漏えい等の内在的危険を相当程度減じることができるものと考えている。

また、ワーキングチームは、司法試験委員会において新たに講ずべき対策として①考査委員の推薦体制の整備、②再任回数制限、③司法試験委員会への苦情通報窓口の設置、④考査委員として遵守すべき事項、⑤情報管理の徹底、⑥漏えい防止のためのその他の方策といった各取組に努めることを提言した。

ワーキングチームは、これら一連の再発防止策について、全てが構築され、相互に補強し合い、多層的な対策として運用されるならば、漏えい等の危険を最小化することができるものと考えたところである。

ワーキングチームは、こうした検討を踏まえ、司法試験の目的に沿う適切な問題を安定的・継続的に作成することができる体制を構築するためには、平成29年以降の司法試験において、法科大学院教員も問題作成を担当する考査委員の選任候補に含めることが望ましく、同時に、司法試験の公正性・公平性に対する信頼を確保するためには、十分な再発防止策の構築が必要不可欠であるという結論を示した。この結論を前提として、まず、直近の平成29年司法試験に関しては、司法試験委員会において迅速に再発防止策を実行するとともに、各法科大学院においても適切な再発防止策を構築し、それを司法試験委員会として確認することができた場合、そのような再発防止策が講じられている法科大学院の教員に限り、平成29年司法試験の問題作成を担当する考査委員として選任の対象とすることを検討することが相当であると考えたものである。なお、その判断は慎重に行うべきであり、新たに講じられる再発防止策の実効性等につき実際の運用を踏まえた継続的検証を行っていくためにも、平成29年司法試験において法科大学院教員について問題作成を担当する考査委員として選任する場合には、その人数は限定的であるべきであるとした。

最後に、ワーキングチームとして、今後、司法試験委員会に求めたいことをまとめた。

ワーキングチームは、司法試験委員会が、関係機関と情報交換を行いつつ、再発防止策の運用状況を踏まえ、その実効性について不断の検証を続けることを提言している。また、司法試験委員会において、考査委員推薦のための新組織や出題の検証担当考査委員から検討状況について十分な報告を受けて、司法試験の実施運営上の問題を早期に把握するよう努め、その原因や対策に関する検討を迅速に行うことができるようにするための方策を講じることを提言しており、司法試験委員会におかれては、この提言を踏まえ、十分に御議論していただきたいと考えている。

配布した提言の「おわりに」について補足すると、司法試験委員会においては、今後、考査委員推薦のための新組織や検証担当考査委員から十分な情報提供がなされるような体制を構築してほしい。そして、試験問題を作成するに当たって、この設問でよいのか、考査委員の負担はこれでよいのかなど、試験の在り方に絡む問題も生じてくると思われるので、そのような報告を受けたら司法試験委員会から各組織に指示を出し、問題に取り組んでいただきたいと思う。

◎ 本日は平成29年以降の考査委員体制という重要な事柄の検討となるため、慎重に議論することとし、提言の内容について各委員の御意見を頂戴し、次回の会議で結論を出すということではないか。

(一同了承。)

まずは考査委員の推薦体制の整備について御意見をお願いしたい。

- 考査委員推薦のための新組織は作るべきと思う。広く情報を収集した上で人選を行うということは再発防止にも繋がり、適切な出題のために適切な考査委員を継続的に確保するという意味でも重要である。
- 研究者に関する推薦であるし、研究者の実情に詳しい法科大学院協会関係者を複数名含めて組織を立ち上げるべきである。
- 具体的な通報が苦情通報窓口にあったときは、新組織で対応することになるのか。
- 考査委員候補者の適格性判断に直結する情報なので、ワーキングチームでは、新組織において、情報の信憑性を確認し、選任の可否の材料として検討していただければよいのではないかと

という議論であった。

- ◎ 次に、考査委員の再任回数の制限についてはいかがか。
- 3年間就任した後、1年間あいてまた3年間就任して、ということを繰り返すことにより、結果的に就任期間が長くなるということは想定しているのか。
- 再任回数は2回程度、年数は連続3年程度ということだが、ワーキングチームにおいて上限を設けるという議論はあったのか。
- ワーキングチームでは、インターバルを置いた再任は妨げないという考えであるが、インターバルを何年でよいとするのか、何回まで再任できるかは司法試験委員会に判断を委ねるべきという議論であった。
- 当面は3年を一区切りとし、今後、司法試験委員会として検証を行う際、問題があるとなったときに見直すということもあり得るのではないか。
- ◎ 次に、司法試験委員会への苦情通報窓口の設置についてはいかがか。
- 情報は多い方が良く色々な窓口があった方が良い。法科大学院、法科大学院協会、司法試験委員会それぞれに窓口を設けて、その中で言いやすいところに通報できるようにすればよい。
- 法科大学院、法科大学院協会、司法試験委員会のそれぞれに窓口が設置されるなかで司法試験委員会に通報がなされたということであれば、敏感に反応するべきで、通報を受ける側の体制も重要である。
- ◎ 次に、考査委員として遵守すべき事項の拡充と周知の徹底についてはいかがか。
- 考査委員が法科大学院3年生後期に指導しないということは、平成19年の不適切指導の問題があつて対策を講じたものである。そうした経緯に鑑みれば、直ちにこれを遵守事項から外すことは適切ではない。また、遵守事項への署名も引き続き必要かと思う。
- ◎ 遵守事項違反が発生したときの法科大学院としての責任はどうなるのか。
- 漏えいとまではいかないまでも重大な遵守事項違反が明らかになった場合は、それを防げなかったことについて法科大学院側にも責任があると思うので、学校名の公表は最低限必要ではないか。
- 法科大学院自体にどういう落ち度があつたのか考慮しないまま学校名を公表してよいのか。考査委員の違反の程度が重いというだけで公表するというのはいかがなものか。
- ワーキングチームでも同様の指摘があつたため、法科大学院名の公表については、「違反の程度によって」と前置きしているところである。また、法科大学院が自ら策定した再発防止策に違反したような場合には、当然法科大学院に対する措置を検討すべきであろうという意見があつた。
- ◎ 平成29年以降の考査委員体制について、法科大学院何校ぐらいが再発防止策を打ち出しているのか。
- 法科大学院協会経由で再発防止策を提出しているのは9校だが、まだその内容を確認できていないわけではない。各法科大学院に対し、授業内容の録音やオープンスペースについてはどうするのか、遵守事項の通知はどのような形を想定しているのかなどを確認する予定である。
- ◎ 検証担当考査委員は既に選定されているのか。
- 今後、平成29年司法試験の問題作成に関与する考査委員の中からお願いしたいと考えている。検証体制についての議論の中では、問題作成考査委員の中で翌年も引き続き問題作成担当考査委員となることが想定される委員に、翌年の問題作成において修正すべき点を議論していただき、翌年の問題作成に当たって、各科目間で情報共有していただくという話であつた。
- 普通の感覚だと、問題を作った方が検証をするのはどうなのかと考えると思うので、例えば、

問題を作った方が入るが、もう少し冷静に見られる方も1人くらいは入った方が、対外的にもよいのではないかと思った。

- その議論については、当時も同様の御指摘があった。他方で、司法試験の問題作成については、問題作成に関わったことがないと前年との比較に関してもなかなか意見が言いにくいという議論もある中で、中間的な案として、平成27年6月10日司法試験委員会決定の「平成28年以降における司法試験の方式・内容等の在り方について」において、「研究者と実務家の考査委員の双方を含めるとともに、実務家については、法曹三者を全て含めることとする」とされた。ここでは、問題作成に関して中心的な役割を担った方に限らず、弁護士委員として問題作成に関与した方も議論をしていただくこととなっている。また、ここでの検討に際しては、法科大学院協会におけるアンケート、日弁連におけるシンポジウムの結果などの外部者意見を紹介し、このような評価を受けていることをもとにして議論をしていただくのが今の構造である。
- ◎ 検証担当考査委員において検討を行い、何かあれば司法試験委員会に報告していただくことにより、司法試験委員会の審議において、問題意識を常に持って検討を行っていく姿勢が必要ではないかという指摘をいただいているが、そのとおりであると思う。具体的な対応策については、問題が出てきたときに考えなければならないが、司法試験の問題の検証はなかなか難しい。先程の説明だと、検証体制において、研究者委員だけではなく、実務家委員も加わって、複数の目からみて問題に関する指摘をいただき報告していただく。さらに、それを司法試験委員とも情報共有し、問題作成に活かしていくという考え方である。体制を作ったからそれで終わりではなく、検証体制を運用し、司法試験が公平かつ公正に行われることを確保していく。
- 検証は大事であると考えている。もともと、今後の法曹養成制度改革全体の中で、司法試験の問題も継続的に検証を行っていくという流れであった。今回は漏えいが起きてしまったので、まず不正防止というのが中心になるかもしれないが、今後は不正防止をしっかりとやると同時に、出題の在り方についても常に検証していくという姿勢を示していくことが大事である。
- 提言には、「司法試験委員会には、こうした点も含め、考査委員による問題作成や答案審査等の業務の進め方、考査委員間の役割分担の在り方、試験に関する情報管理の在り方等について広く目を配り～」、「漏えいの素地となる問題点が認められた場合には、速やかに見直しの対象としていくことを求めたい」とされており、問題があったら対処するのではなく、それ以前の段階から素地となるような問題点を見つける役割になっている。司法試験委員会、選任のための新組織、検証担当考査委員の役割分担を明確にしておかなければ、また、谷間に陥るような問題点が発生するかもしれない。実際にどのように具体化していくかは知恵を絞らないといけない。
- ◎ そのとおりであり、情報をできるだけ多方面から集めて精査し、問題の芽があれば見つけていき、司法試験委員会若しくは新組織でやるかを検討する。
- ワーキングチームの提言の中心は再発防止ではあるが、司法試験の在り方に関わる点もある。提言で「司法試験の実施運営全般の中で」というまとめになったのは、ワーキングチームに与えられた役割を超えるかもしれないが、司法試験委員会で司法試験の在り方をきちんと見ていただきたいということからまとめられたものである。
- ◎ きちんと新組織を動かして、そのミッションを適切に果たしていくことから始めなければならない。そして、多くの情報が報告される仕組みにしておくことが必要であり、それが前提である。

(3) 平成28年司法試験の結果について（報告）

- 事務局から、平成28年司法試験結果について、資料4ないし資料12に基づき報告がなされた。
- 法科大学院における成績と司法試験における成績等の関連性の検証のために必要であるとして申請のあった法科大学院に対し、同検証作業に必要となる平成28年司法試験の受験状況に関する情報を提供することが決定された。
- 自校修了者の司法試験の受験状況等の分析を行って法科大学院の教育内容・方法の向上を図るために用いるとして申請のあった法科大学院に対し、これに必要となる平成28年司法試験の受験状況に関する情報（受験者氏名、受験回数、試験の可否）を提供することが決定された。

(4) 平成28年司法試験予備試験考査委員の推薦について（協議）

- 平成28年司法試験予備試験考査委員として、別紙1記載の者を法務大臣に推薦することが決定された。

(5) 平成29年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員の推薦について（協議）

- 平成29年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員として、別紙2記載の者を法務大臣に推薦することが決定された。

(6) その他

- 事務局から、札幌、埼玉、三重県、千葉県の各弁護士会及び西宮市議会から司法試験委員会又は法務大臣宛てに送付された資料13ないし資料17について報告がなされた。

(7) 次回開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は、平成28年11月2日（水）に開催することが確認された。

（以上）

平成 2 8 年司法試験予備試験考查委員推薦者

丸 山 嘉 代	法務省大臣官房付兼法務省大臣官房人事課試験管理官
森 山 智 文	法務省大臣官房人事課付

平成29年司法試験審査委員及び司法試験予備試験審査委員推薦候補者名簿

1 司法試験審査委員及び司法試験予備試験審査委員（88名）

憲法	鮎川一信	弁護士（第一東京弁護士会）	
	蛭原意	司法研修所教官	
	加藤経将	法務省訟務局付兼法務省大臣官房参事官	
	川崎幸雄	法務省保護局総務課恩赦管理官	
	小林美智子	弁護士（第一東京弁護士会）	
	古宮久枝	法務省刑事局参事官	
	是木誠	法務省刑事局付兼法務省刑事局参事官兼法務省大臣官房付	
	佐藤弘規	司法研修所教官	
	品川しのぶ	司法研修所教官	
	島田英一郎	司法研修所教官	
	関根亮	法務総合研究所教官	
	堀越孝	弁護士（第一東京弁護士会）	
	前田敦史	法務省人権擁護局参事官	
	渡部直希	法務省刑事局付	
	行政法	荒谷謙介	東京地方裁判所判事
		伊藤清隆	法務省大臣官房参事官
		伊東健次	弁護士（東京弁護士会）
		岩井伸晃	東京地方裁判所判事
		小田真治	最高裁判所事務総局行政局第二課長
		清野正彦	法務省訟務局行政訟務課長
武田涼子		弁護士（第一東京弁護士会）	
谷口豊		東京地方裁判所判事	
南淵聡		弁護士（第二東京弁護士会）	
馬渡直史		内閣法制局参事官	
山本剛		法務省訟務局付	
渡邊哲		法務省訟務局付	
民法		安部将規	弁護士（大阪弁護士会）
		有田浩規	司法研修所教官
		上田純	弁護士（大阪弁護士会）
		及川京子	法務総合研究所教官
		金子順一	元大阪高等裁判所部総括判事
		釘澤知雄	弁護士（第二東京弁護士会）
	関根澄子	司法研修所教官	
	高橋順一	弁護士（第一東京弁護士会）	
	谷口哲也	司法研修所教官	
	堂蘭幹一郎	法務省大臣官房参事官	
	中辻雄一朗	法務省民事局参事官	
	脇村真治	法務省民事局付	
	商法	植松勉	弁護士（東京弁護士会）
		小野寺真也	東京地方裁判所判事
坂本三郎		法務省民事局商事課長	
竹林俊憲		法務省民事局付兼法務省民事局参事官	
竹平征吾		弁護士（大阪弁護士会）	
名島亨卓		東京地方裁判所判事	
原吉宏		弁護士（大阪弁護士会）	
廣瀬勝一		弁護士（第二東京弁護士会）	
三好一生		法務総合研究所総務企画部付兼法務総合研究所教官	
目代真理		東京地方裁判所判事	
吉井一浩		弁護士（第一東京弁護士会）	

民事訴訟法	石田佳世子	法務省訟務局付	
	内野宗揮	法務省訟務局付兼法務省大臣官房参事官兼法務省民事局参事官	
	大浜寿美	司法研修所教官	
	金丸和弘	弁護士（第二東京弁護士会）	
	木崎孝	弁護士（第二東京弁護士会）	
	新谷貴昭	法務省訟務局付兼法務省訟務局参事官	
	平城恭子	司法研修所教官	
	廣澤諭	司法研修所教官	
	藤田正人	法務省大臣官房司法法制部参事官	
	松井信憲	法務省民事局参事官	
	村松秀樹	法務省民事局参事官	
	山崎雄一郎	弁護士（東京弁護士会）	
	渡邊敦子	弁護士（東京弁護士会）	
	刑法	秋田志保	司法研修所教官
		石井寛也	司法研修所教官
		上島大	司法研修所教官
		加藤陽	司法研修所教官
佐藤淳		法務省刑事局公安課長	
竹村操		弁護士（第一東京弁護士会）	
戸苺左近		司法研修所教官	
中村浩太郎		司法研修所教官	
布村希志子		司法研修所教官	
原木詩人		弁護士（東京弁護士会）	
廣瀬智史		司法研修所教官	
安井一之		司法研修所教官	
山田勝彦		弁護士（東京弁護士会）	
刑事訴訟法	石川さおり	司法研修所教官	
	石塚隆雄	司法研修所教官	
	大前裕之	司法研修所教官	
	小川正持	元東京家庭裁判所長	
	梶原真也	司法研修所教官	
	木村哲司	弁護士（第一東京弁護士会）	
	久家健志	法務省矯正局参事官	
	榊原一久	弁護士（東京弁護士会）	
	坂口裕俊	司法研修所教官	
	松島太	司法研修所教官	
	山岡通浩	弁護士（第一東京弁護士会）	
	山口温子	司法研修所教官	
	吉田雅之	法務省刑事局参事官	
2 司法試験考查委員（23名）			
倒産法	清水祐介	弁護士（東京弁護士会）	
	中野達也	東京地方裁判所判事	
	野口宣大	法務省民事局民事第二課長	
租税法	乙部竜夫	法務省訟務局租税訟務課長	
	林俊之	東京地方裁判所判事	
経済法	脇谷英夫	弁護士（東京弁護士会）	
	秋吉信彦	東京地方裁判所判事	
	川合弘造	弁護士（第一東京弁護士会）	
知的財産法	松居新	公正取引委員会事務総局審査局特別審査調整官	
	窪田英一郎	弁護士（第一東京弁護士会）	
	東海林保	東京地方裁判所判事	
	松本麗	法務省大臣官房司法法制部参事官	

労働法	大庭 浩一郎	弁護士（第二東京弁護士会）
	隄 良行	法務省刑事局参事官
	吉田 徹	東京地方裁判所判事
環境法	長崎 玲	弁護士（第二東京弁護士会）
	平山 馨	東京地方裁判所判事
	山崎 栄一郎	法務省訟務局付
国際関係法 （公法系）	今戸 智恵	弁護士（第二東京弁護士会）
	小新井 友厚	法務省入国管理局参事官
	手嶋 あさみ	東京地方裁判所判事
国際関係法 （私法系）	栗林 勉	弁護士（東京弁護士会）
	清水 響	東京地方裁判所判事
	渡邊 ゆり	法務省民事局民事第一課長

3 司法試験予備試験考査委員（2名）

一般教養科目	砂古 剛	法務省大臣官房司法法制部付
	見市 香織	法務省大臣官房司法法制部付